

平成29年度 第3回 千葉県コンプライアンス委員会議の概要について

1 開催目的

東葛飾土木事務所における官製談合防止法違反事件への対応について、外部有識者から意見聴取するため。

2 開催日時

平成30年3月22日（木） 14時30分～16時15分

3 出席者

(1) 千葉県コンプライアンス委員会議*委員

眞田範行 弁護士、永吉盛雄 弁護士、安田博延 弁護士、若松弘之 公認会計士

※ 千葉県コンプライアンス委員会議は、コンプライアンスを推進するにあたり、客観的かつ専門的な視点から、助言や検証を受けるため、平成21年11月27日に設置したもの。
会議は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しないことから答申や提言など合議体としての結論を出すものではない。

(2) 県

総務部：総務部長 小倉明、総務部次長 下川耕平、総務課副課長 牧野好二
行政改革推進課課長 吉野美砂子、同課特別監察室長 新村理
県土整備部：県土整備部長 野田勝、県土整備政策課課長 生稲芳博、
建設・不動産課課長 萬谷至康

4 概要

(1) 再発防止に向けて

事務局から、[資料1] [資料2] [資料3] により、再発防止に向けた今後の取組方針について説明を行った。

<委員からの主な発言>

(取組方針に関すること)

○取組方針に沿って進めていただきたいが、仕組みを作ってよしということではなく、職員の理解を深めていくための工夫を継続していくことや変化に応じて見直ししていくといった不断の努力が大切である。

(職員倫理に関すること)

○職員倫理に関する条例等の具体的な内容については、他県の実態や取組効果についてさらに精査し、今回の事件を踏まえたものとなるようにする必要がある。

(情報への対応に関すること)

○職員の関与が疑われる談合情報が寄せられた場合の調査については、公正で、県民の信頼を得るため、総務部が関わるといった第三者的視点を意識することが重要である。

(2) 県の対応

コンプライアンス委員の意見を踏まえ、再発防止策の具体化を進める。

5 次回の予定

7月頃